

長 期

群務第392号

平成15年9月12日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

職員の願い出による降任取扱要領の制定について（通達）

このたび、群馬県警察職員の任用に関する訓令の一部を改正する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第15号）の施行に伴い、職員の願い出による降任取扱要領を別添のとおり制定し、平成15年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

職員の願い出による降任取扱要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県警察職員の任用に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第27号）

第10条の2の規定に基づき、群馬県警察職員自らの願い出による降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領の対象となる職員は、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する群馬県警察職員のうち、警部補以上の階級にある警察官（警部補相当以上の普通職員を含む。以下「対象職員」という。）とする。
- 2 この要領において降任とは、職員が現に保有する階級又は職より下位のものに任命することをいう。

第3 願い出

- 1 対象職員は、本部長に降任の願い出をすることができる。
- 2 降任の願い出は、降任願（別記様式第1号）により、所属長を経て本部長に提出するものとする。
- 3 所属長は、対象職員から降任願の提出を受けた場合は、当該職員と面接し、降任を希望する事情、意向等について調査し、降任願に意見書（別記様式第2号）を付して、警務部警務課長を経て上申するものとする。
- 4 本部長は、降任願を受理した場合は、当該願い出に係る事実を警務部長に確認させるものとする。

第4 降任の決定

降任は、職員の希望並びに第3の3及び4による調査等の復命を総合して、本部長が決定するものとする。

第5 給料の取扱い

降任後の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）に準じて決定するものとする。